		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	<b>写</b> )				
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
消費生活		消費生活協同組合法(昭和23年 法律第200号)第10条第3項	20		<u> </u>	県民生活セン ター	20		
消費生活	2 消費生活協同組合事 業の組合員以外の利 用の許可	消費生活協同組合法第12条第4	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	3 消費生活協同組合の 定款の変更の認可	消費生活協同組合法第40条第4 項				県民生活セン ター	20		
消費生活	4 消費生活協同組合共 済事業規約の設定等 の認可	消費生活協同組合法第40条第5 項	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	5 消費生活協同組合貸 付事業規約の設定等 の認可	消費生活協同組合法第40条第6 項	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	6 価格変動準備金を積 み立てないことについ ての認可	消費生活協同組合法第50条の9 第1項	20			県民生活セン ター	20		
消費生活		消費生活協同組合法第50条の9 第2項	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	8 契約条件の変更の承 認	消費生活協同組合法第53条の13 第1項				県民生活セン ター	20		
消費生活	基準議決権数を超えて 議決権を有することに	消費生活協同組合法施行規則 (昭和23年大蔵省、法務庁、厚生 省、農林省令第1号)第224条第1 項第10号				県民生活セン ター	20		
消費生活		消費生活協同組合法第53条の17	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	11 共済事業専業組合が					県民生活セン ター	20		
消費生活	12 消費生活協同組合の 設立の認可	消費生活協同組合法第57条第1 項	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	13 消費生活協同組合の 解散の認可	消費生活協同組合法第62条第2 項	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	14 解散した消費生活協 同組合の継続の認可	消費生活協同組合法第63条第1 項				県民生活セン ター	20		
消費生活	合併の認可	消費生活協同組合法第69条	20			県民生活セン ター	20		
消費生活	の延期の承認	消費生活協同組合法施行規則第 248条第3項				県民生活セン ター	20		
保健・衛生	1 適正化規程の認可	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律(昭和32 年法律第164号)第9条第1項				県民〈らしの安 全課		公正取引委 員会及び岩 手県生活衛 生関係営業 審議会	30
保健・衛生	2 適正化規程の変更の 認可	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第9条 第1項後段				県民くらしの安 全課		公正取引委 員会及び岩 手県生活衛 生関係営業 審議会	30
保健・衛生		生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第14条 の10第1項				県民くらしの安 全課	30		
保健•衛生	4 組合設立の認可	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第24条	30			県民〈らしの安 全課	30		
保健•衛生	認可	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第28条	7			県民くらしの安 全課	7		
保健•衛生	6 役員の解任に係る組 合員による総会招集の 承認	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第38条 第5項において準用する第42条				県民くらしの安 全課	3		
保健・衛生	7 組合員による総会招 集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第42条				県民くらしの安 全課	3		
保健・衛生	8 理事が不在の場合に おける組合員による総	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第42条 後段				県民くらしの安 全課	3		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	<b>形</b> )				
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
保健·衛生	9 総代会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第49条 第6項において準用する第42条前 段	3		<u> </u>	県民〈らしの安 全課	3		
保健•衛生		生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第49条 第6項において準用する第42条後 段	3			県民くらしの安 全課	3		
保健•衛生	11 小組合設立の認可	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第52条 の4第1項	30			県民くらしの安 全課	30		
保健•衛生	12 振興計画の認可	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第56条 の3第1項	7			県民くらしの安 全課	7		
保健・衛生	13 都道府県生活衛生営 業指導センターの事業 の一部委託の承認	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第57条 の4第2項	15			県民くらしの安 全課	15		
保健•衛生	14 都道府県生活衛生営	生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律第57条 の4第3項	14			県民〈らしの安 全課	14		
保健・衛生		生活衛生関係営業の運営の適正 化及び振興に関する法律施行令 (昭和32年政令第279号)第6条第 1項	7			県民くらしの安 全課	7		
保健·衛生	16 旅館業の営業の許可	旅館業法(昭和23年法律第138 号)第3条第1項	10			保健所	10		
保健•衛生	17 事業譲渡の場合の営 業者の地位の承継の 承認		10			保健所	10		
保健•衛生	18 法人の合併又は分割 の場合の営業者の地 位の承継の承認		10			保健所	10		
保健·衛生	19 相続の場合の営業者 の地位承継の承認	旅館業法第3条の4第1項	10			保健所	10		
保健•衛生		興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項	10			保健所	10		
保健•衛生		公衆浴場法(昭和23年法律139 号)第2条	10			保健所	10		
保健·衛生	22 患者に対する入浴特 例の許可		10			保健所	10		
保健·衛生		クリーニング業法(昭和25年法律 第207号)第5条の2	7			保健所	7		
保健・衛生	24 クリーニング師の免 許	クリーニング業法第6条	10			県民くらしの安 全課又は保健 所	10		
保健·衛生	25 クリーニング師の研 修の指定	クリーニング業法第8条の2第1 項	10			県民くらしの安 全課	10		
保健•衛生		クリーニング業法第8条の3	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生		クリーニング業法施行令(昭和28 年政令第233号)第1条第2項	10			県民くらしの安 全課又は保健 所	10		
保健•衛生	28 クリーニング師の免 許証の再交付	クリーニング業法施行令第1条第 3項	10			照民くらしの安 全課又は保健 所	10		
保健・衛生	29 理容師養成施設の指 定	理容師法(昭和22年法律第234 号)第3条第3項	90			別 県民くらしの安 全課	90		
保健·衛生		理容師養成施設指定規則(平成 10年厚生省令第5号)第6条	45			果民くらしの安全課	45		
保健・衛生	31 理容所の使用前検査	理容師法第11条の2	7			保健所	7 10		
保健・衛生	指定	理容師法第11条の4第2項	10			県民ぐらしの安全課			<u> </u>
保健・衛生	定	美容師法(昭和32年法律第163号) 第4条第3項	90			県民くらしの安全課	90		<u> </u>
保健・衛生	更の承認	美容師養成施設指定規則(平成 10年厚生省令第8号)第5条	45			県民くらしの安全課	45		
保健·衛生 保健·衛生	35 美容所の使用前検査 36 管理美容師講習会の 指定	美容師法第12条 美容師法第12条の3第2項	7 10			保健所 県民くらしの安 全課	7 10		$\vdash$
保健·衛生		水道法(昭和32年法律第177号) 第6条第1項	25			主味 県民くらしの安 全課	25		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	形)				
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
保健・衛生	38 水道事業の変更の認 可	水道法第10条第1項	25		口級	県民くらしの安 全課	25		1130
保健・衛生	39 水道事業の休廃止の 許可	水道法第11条	14			果民くらしの安全課	14		
保健•衛生	40 地方公共団体以外の 水道事業者の供給条 件の変更の認可		14			県民くらしの安全課	14		
保健•衛生	41 水道用水供給事業の 経営の認可	水道法第26条	25			県民くらしの安 全課	25		
保健•衛生	42 水道用水供給事業の 変更の認可	水道法第30条第1項	25			県民くらしの安 全課	25		
保健•衛生		水道法第31条において準用する 第11条	14			県民くらしの安 全課	14		
保健・衛生	44 専用水道布設工事の 設計の確認		14			保健所	14		
保健・衛生	45 学校事業所等水道の	学校事業所等水道条例(昭和33 年岩手県条例25号)第5条第1項	14			保健所	14		
保健•衛生		建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項	10			保健所	10		
保健・衛生		食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条第6項第3号及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項	90			県民くらしの安 全課	90		
保健•衛生	48 食品衛生管理者講習 会の登録	食品衛生法第48条第6項第4号	30			県民くらしの安 全課	30		
保健•衛生	<u> </u>	食品衛生法第55条第1項	18		1	保健所	18		
保健•衛生		食品衛生法施行条例(平成12年 岩手県条例第30号)第5条第3項	10			保健所	10		
保健•衛生		食品衛生法施行条例第5条第4 項	10			保健所	10		
保健・衛生	52 ふぐ処理者の認定 (県内に住所を有する 者に係るものを除く。)	食品衛生法施行条例第8条(同条 第2号に掲げる者に係るものに限 る。)	14			県民くらしの安 全課	14		
保健・衛生	53 ふぐ処理者の認定	食品衛生法施行条例第8条(同条 第2号に掲げる者に係るものに限	14			保健所	14		
保健•衛生		食品衛生法施行条例第11条第2	10			県民くらしの安 全課	10		
保健•衛生	55 ふぐ処理者認定証の 書換え交付(県内に住 所を有する者に係るも のに限る。)	食品衛生法施行条例第11条第2 項	10			保健所	10		
保健•衛生		食品衛生法施行条例第11条第2 項	10			県民くらしの安 全課	10		
保健•衛生	57 ふぐ処理者認定証の	食品衛生法施行条例第11条第2 項	10			保健所	10		
保健•衛生	58 既存ふぐ処理者届出	食品衛生法施行条例の一部を改 正する条例(令和6年岩手県条例 第25号)附則第3項	10			県民くらしの安 全課	10		
保健•衛生	59 既存ふぐ処理者届出 済証の交付(県内に住 所を有する者に係るも のに限る。)	食品衛生法施行条例の一部を改 正する条例(令和6年岩手県条例 第25号)附則第3項	10			保健所	10		
保健•衛生	60 製菓衛生師の免許	製菓衛生師法(昭和41年法律第 115号)第3条	10			保健所	10		
保健·衛生 保健·衛生		製菓衛生師法第3条 製菓衛生師法施行令(昭和41年 政令第387号)第5条第1項	20 10	市町村	10	保健所 県民くらしの安 全課	10 10		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	形)				
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
保健•衛生		製菓衛生師法施行令第5条第1 項	10			保健所	10		
保健•衛生	64 製菓衛生師免許証の 書換え(県内に住所を 有する者に係るものに 限る。)	製菓衛生師法施行令第5条第1 項	20	市町村	10	保健所	10		
保健•衛生	65 製菓衛生師免許証の 再交付(県内に住所を 有する者に係るものを 除く。)	製菓衛生師法施行令第6条第1項	10			県民くらしの安全課	10		
保健・衛生	66 製菓衛生師免許証の 再交付(県内に住所を 有する者に係るものに 限る。)	製菓衛生師法施行令第6条第1 項	10			保健所	10		
保健・衛生		製菓衛生師法施行令第6条第1 項	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	の指定	製菓衛生師法第5条第1項第1号	90			県民くらしの安全課	90		
保健・衛生	の変更等の承認	製菓衛生師法施行令第21条第1項	90			県民くらしの安全課	90		
保健·衛生 		と畜場法(昭和28年法律第114号) 第4条第1項 と畜場法第12条第1項	15 15			県民くらしの安 全課 県民くらしの安	15 15		_
	イー と留場使用科文はと さつ解体料の認可又は 変更の認可	乙亩场広东  2宋东  垻	10			全課	15		
保健・衛生	に係る許可	と畜場法第14条第3項第2号	15			食肉衛生検査 所	15		
保健・衛生	の義務の除外の許可	牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)第7条第 2項ただし書	2			食肉衛生検査 所	2		
保健・衛生	可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥 検査に関する法律(平成2年法律 第70号)第3条	18			県民くらしの安 全課	18		
保健・衛生	は設備の変更の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項	15			県民ぐらしの安全課			
保健・衛生	養成施設の登録	食鳥処理の事業の規制及び食鳥 検査に関する法律第12条第5項	90			県民くらしの安 全課 県民くらしの安	90		
保健・衛生		食鳥処理の事業の規制及び食鳥 検査に関する法律第12条第5項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥	30 10			宗氏くらしの女 全課 県民くらしの安	30 10		_
保健・衛生		検査に関する法律第16条第1項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥	10			全課県民くらしの安	10		_
保健・衛生	定	検査に関する法律第16条第2項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥	30		$\vdash$	全課県民くらしの安	30		+
保健・衛生	81 指定検査機関の役員	検査に関する法律第21条第1項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥	15			全課県民くらしの安	15		$\vdash$
	の選任又は解任の認 可	検査に関する法律第26条第1項				全課			
保健・衛生	規程の認可等	食鳥処理の事業の規制及び食鳥 検査に関する法律第28条第1項				県民くらしの安 全課	15		
保健・衛生		食鳥処理の事業の規制及び食鳥 検査に関する法律第29条第1項	15			県民くらしの安 全課	15		
保健·衛生	84 食鳥検査の業務の休 止又は廃止の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥 検査に関する法律第32条第1項	30			県民〈らしの安 全課	30		
保健・衛生		動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10 条第1項	15			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		
保健・衛生		動物の愛護及び管理に関する法 律第13条第2項	15			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	<b>形</b> )				
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
保健・衛生	87 特定動物の飼養保管 の許可	動物の愛護及び管理に関する法 律第26条第1項	15			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		
保健·衛生	88 特定動物の飼養保管 の変更の許可	動物の愛護及び管理に関する法 律第28条第1項	15			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		
保健·衛生	登録証の再交付	動物の愛護及び管理に関する法 律施行規則(平成18年環境省令 第1号)第2条第6項	10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
保健・衛生	の許可証の再交付	動物の愛護及び管理に関する法 律施行規則第15条第6項	10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
保健•衛生	所の指定	愛玩動物看護師法第31条第2号	90			県民くらしの安 全課	90		
保健•衛生	所の変更の承認	愛玩動物看護師養成所指定規則 第3条第1項	90			県民くらしの安 全課	90		
保健•衛生		化製場等に関する法律(昭和23年 法律第140号)第3条第1項	10			保健所	10		
保健・衛生	94 魚介類等を原料とす る油脂等の製造施設 又は獣畜等の貯蔵施 設の設置	化製場等に関する法律第8条に おいて準用する第3条第1項	10			保健所	10		
保健•衛生	95 調理師の免許	調理師法(昭和33年法律第147 号)第3条第1項	10			保健所	10		
保健•衛生	96 調理師の免許	調理師法第3条第1項	20	市町村	10	保健所	10		
保健・衛生	97 調理師の免許証の書	調理師法施行令(昭和33年政令 第303号)第13条第1項	10			県民くらしの安 全課	10		
保健•衛生	98 調理師の免許証の書 換え(県内に住所を有 する者に係るものに限 る。)	調理師法施行令第13条第1項	10			保健所	10		
保健•衛生		調理師法施行令第13条第1項	20	市町村	10	保健所	10		
保健•衛生	100 調理師免許証の再交 付(県内に住所を有す る者に係るものを除 く。)	調理師法施行令第14条第1項	10			県民くらしの安 全課	10		
保健•衛生	101 調理師免許証の再交 付(県内に住所を有す る者に係るものに限 る。)	調理師法施行令第14条第1項	10			保健所	10		
保健•衛生	102 調理師免許証の再交 付(県内に住所を有す る者に係るものに限 る。)	調理師法施行令第14条第1項	20	市町村	10	保健所	10		
保健•衛生	103 調理師養成施設の指 定	調理師法第3条第1項第1号	90			県民くらしの安 全課	90		
保健·衛生	104 調理師養成施設の生 徒の定員変更の承認	調理師法施行令第1条の2第1項	90			県民くらしの安 全課	90		
保健・衛生		調理師法施行令第1条の2第1項	45			県民くらしの安 全課	45		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	ß)				
区分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
保健•衛生	106 住宅宿泊事業実施制 限解除の認定	住宅宿泊事業法施行条例(平成 30年岩手県条例第51号)第2条第 1項ただし書き	15		<u>ы ях</u>	広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		H 奴
保健・衛生	107 認定通知書の再交付	住宅宿泊事業法施行条例施行規 則(平成31年岩手県規則第1号) 第8条	10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
自然保護		岩手県自然環境保全条例(昭和 48年岩手県条例第62号)第15条 第4項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
自然保護	2 自然環境保全地域野 生動植物保護地区内 における野生動植物の 捕獲等の許可	岩手県自然環境保全条例第16条 第3項	25			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	25		
自然保護	3 国定公園事業の執行 の認可	自然公園法(昭和32年法律第161号)第16条第3項	15			自然保護課	15		
自然保護		自然公園法第20条第3項 自然公園法第68条第1項	10			自然保護課	10		
自然保護		自然公園法第20条第3項 自然公園法第68条第1項	15	花巻市 遠野市 西和賀町	5	広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
自然保護	ける行為の許可(2以 上の広域振興局の所 管区域にわたるものに 限る。)		15			自然保護課	15		
自然保護			20	花巻市 遠野市 西和賀町	5	広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		
自然保護	8 国定公園事業執行認 可事項の変更の承認 (同意)	自然公園法第16条第4項におい て準用する第10条第6項	15			自然保護課	15		
自然保護	9 国定公園事業の休止	自然公園法第16条第4項におい て準用する第13条	15			自然保護課	15		
自然保護		自然公園法第16条第4項におい	15			自然保護課	15		
自然保護	11 県立自然公園事業の 執行の認可	県立自然公園条例(昭和33年岩 手県条例第53号)第7条第3項	10			自然保護課	10		
自然保護	12 県立自然公園事業の	県立自然公園条例第7条第6項 又は第7条の4において準用する 第7条第6項				自然保護課	10		
自然保護	13 県立自然公園事業の	県立自然公園条例第7条の2又 は第7条の4において準用する第 7条の2				自然保護課	10		
自然保護	14 県立自然公園事業の 承継の承認	県立自然公園条例第7条の3第1 項及び第2項又は第7条の4にお いて準用する第7条の3第2項	10			自然保護課	10		

	•	許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	形)						
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数		
自然保護	15 県立自然公園特別地 域内における行為の許 可(2以上の広域振興 局の所管区域にわたる ものに限る。)		10		<u>口致</u>	自然保護課	10				
自然保護			10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10				
自然保護	地の掘削の許可	温泉法(昭和23年法律第125号) 第3条第1項	60			自然保護課	25	岩手県環境 審議会	35		
自然保護	効期間の更新	温泉法第5条第2項又は第11条 第2項において準用する第5条第 2項	5			自然保護課	5				
自然保護	を受けた法人の合併又 は分割による地位の承 継の承認		10			自然保護課	10				
自然保護	を受けた者の相続によ	温泉法第7条第1項又は第11条 第2項若しくは同条第3項におい て読み替えて準用する第7条第1 項	10			自然保護課	10				
自然保護	21 掘削等のための施設 等の変更の許可	温泉法第7条の2第1項又は第11 条第2項において読み替えて準用 する第7条の2第1項	10			自然保護課	10				
自然保護	22 温泉ゆう出路の増掘 及び動力装置の許可		60			自然保護課	25	岩手県環境 審議会	35		
自然保護	23 温泉の採取の許可	温泉法第14条の2第1項	10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10				
自然保護	24 温泉の採取の許可を 受けた者である法人の 合併及び分割による地 位の承継の承認		10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10				
自然保護	25 温泉の採取の許可を 受けた者の相続による 地位の承継の承認		10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10				
自然保護	26 可燃性天然ガスの濃 度の確認	温泉法第14条の5第1項	10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10				
自然保護	27 温泉の採取のための 施設等の変更の許可	温泉法第14条の7第1項	10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10				
自然保護	28 温泉成分分析を行う 者の登録		10			自然保護課	10				
自然保護	29 温泉利用の許可	温泉法第15条第1項	10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10				

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	<b>ß</b> )				
			標準				1		
区分	事務の名称 	法  令	処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
自然保護	30 温泉利用の許可を受けた法人の合併又は 分割による地位の承継 の承認		10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
自然保護	31 温泉利用の許可を受けた者の相続による地位の承継の承認		10			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
自然保護	類の卵の採取等の許					広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護			5			自然保護課	5		
自然保護	34 鳥獣の捕獲等及び鳥					広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	35 鳥獣の捕獲等及び鳥					自然保護課	5		
自然保護	36 鳥獣の捕獲等及び鳥					広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	37 鳥獣の捕獲等及び鳥					自然保護課	5		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	<b></b> (3)				
			標準				-		
区分	事務の名称	法	処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
自然保護	等の承認及び承認証 の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第12条第 3項及び鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に関する法律 施行規則(平成14年環境省令第 28号)第11条の2第5項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	の捕獲等の許可及び	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第15条第 4項及び同条第11項において準 用する第9条第7項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	40 指定猟法許可証の再 交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第15条第 7項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	41 鳥獣の飼養の登録	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第19条第 1項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	42 鳥獣の飼養登録の更 新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第19条第 5項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第19条第 6項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第24条第 1項	5			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	45 販売許可証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第24条第 6項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	保全事業の同意(鳥獣 保護区の区域が2以上 の広域振興局の所管 区域にわたるものを除 く。)					広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		
自然保護	保全事業の同意(鳥獣 保護区の区域が2以上 の広域振興局の所管 区域にわたるものに限 る。)					自然保護課	10		
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第29条第 7項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	10		

		許認可等標準処理日数-	T	環境生活部	形)				
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第35条第 3項及び同条第12項において準 用する第24条第5項	;			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	50 承認対象捕獲等の承 認証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第35条第 8項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第55条第 1項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		
自然保護	に住所を有する者に係	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第55条第 1項		公益社団法 人岩手県猟 友会	10	自然保護課	5		
自然保護	53 狩猟者登録の変更登	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第61条第		<u> </u>		広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第61条第 1項		公益社団法 人岩手県猟 友会	10	自然保護課	5		
自然保護	55 狩猟者登録証又は狩	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第61条第 5項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	15		
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第61条第 5項				自然保護課	15		
自然保護	57 猟区の設定認可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第68条第 1項				自然保護課	45		
自然保護	58 猟区管理規程の変更 認可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第71条第 1項				自然保護課	40		
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律施行規則 第11条の2第7項				広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第14条の 2第5項				自然保護課	30		
自然保護	61 夜間銃猟の確認	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第14条の 2第8項第2号				自然保護課	45		
自然保護	事業従事者証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第14条の 2第9項において読み替えて適用 する同法第9条第8項	1			自然保護課	30		
自然保護	類の卵の採取等の許可を受けたとみなされる者の従事者証の再					自然保護課	5		
自然保護	64 鳥獣捕獲等事業の認 定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第18条の 2				自然保護課	45		

		許認可等標準処理日数一		環境生活音	<b>写</b> )				
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
自然保護	65 鳥獣捕獲等事業の変 更の認定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第18条の 7第1項	30			自然保護課	30		
自然保護	効期間の更新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第18条の 8第2項	30			自然保護課	30		
自然保護	証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律施行規則 第19条の9第3項	5			自然保護課	5		
自然保護	ける麻酔銃猟の許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第38条の 2第1項	45			自然保護課	45		
自然保護	ける麻酔銃猟許可証の 再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第38条の 2第7項	5			自然保護課	5		
自然保護	の捕獲等の許可(捕獲	岩手県希少野生動植物の保護に 関する条例(平成14年岩手県条 例第26号)第13条第1項	25			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	25		
自然保護			25			自然保護課	25		
自然保護	72 指定希少野生動植物		5			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	5		
自然保護	73 指定希少野生動植物		5			自然保護課	5		
自然保護	74 指定希少野生動植物		5			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5		
自然保護	75 指定希少野生動植物		5			自然保護課	5		
自然保護			7			広域振興局保 健福祉環境福 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	7		
自然保護	77 特定希少野生動植物 事業届出済証の交付 (事業の区域が2以上 の広域振興局の所管 区域にわたるものに限 る。)			広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境センター	5	自然保護課	7		
自然保護	78 特定希少野生動植物		7			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	7		

	T	許認可等標準処理日数一		環境生活部	<b>写</b> )				
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
自然保護	事業届出済証の再交 付(事業の区域が2以 上の広域振興局の所 管区域にわたるものに 限る。)			広域振興局 保健福祉は環 ・ 保証は環境 ・ は保健福祉 ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で		自然保護課	7		
公害対策	1 第一種フロン類充塡 回収業者の登録	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第27条第1項	12			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	12		
公害対策	2 第一種フロン類充填 回収業者の登録の更 新	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第30条第1項	12			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	12		
公害対策	3 一般廃棄物処理施設 設置の許可(廃棄物の 処理及び清掃に関する 法律(昭和45年法律第 137号)第8条第4項に 規定する一般廃棄物処 理施設を除く。)		80	広域振興局 保健福祉環 境部、保健 福祉環境部 保健福祉環 境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	4 一般廃棄物処理施設 設置の許可(廃棄物の 処理及び清掃に関する 法律第8条第4項に規 定する一般廃棄物処理 施設に限る。)			広域振興局 保健福祉環 境部、保健 福祉環境部 保健福祉環 境センター		資源循環推進 課	120		
公害対策	の定期検査	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第8条の2の2第1項		広域振興局 保健福祉環 強福祉環境 部保健福祉 環境センター		資源循環推進 課	120		
公害対策	6 一般廃棄物処理施設 の構造又は規模の変 更の許可(廃棄物の処 理及び清掃に関する法 律第8条第4項に規定 する一般廃棄物処理施 設を除く。)		80	広域振興局 保健福祉環 強福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進課	70		
公害対策	7 一般廃棄物処理施設 の構造又は規模の変 更の許可(廃棄物の処 理及び清掃に関する法 律第8条第4項に規定 する一般廃棄物処理施 設に限る。)		130	広域振興局 保健福又は 環福 は保健 は保健 は保健 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	10	資源循環推進課	120		
公害対策	8 熱回収の機能を有す	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第9条の2の4第1項	130	広域振興局 保健福 境福 は保健 は保健 は保健 は保健 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	10	資源循環推進 課	120		
公害対策	譲受け又は借受けの許可			広域振興局 保健福又は環 強福化は環境 部保健福祉 環境センター		資源循環推進課	15		
公害対策	10 一般廃棄物処理施設 設置者である法人の合 併又は分割の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第9条の6第1項	25	広域振興局 保健取 環福 は保 は は は は は は は は は は は は は は は る は る	10	資源循環推進 課	15		
公害対策	11 2以上の事業者によ る産業廃棄物処理認	廃棄物の処理及び清掃に関する 第12条の7第1項	45			資源循環推進 課	45		

		許認可等	漂準処理日数-	T	環境生活部	<b>写</b> )				
区分	事務の名称	法	令	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数		処理 日数	協議機関	協議日数
公害対策	12 2以上の事業者によ る産業廃棄物処理変 更認定			45			資源循環推進 課	45		
公害対策	13 産業廃棄物の収集運 搬業の許可(広域振興 局の管内に事業所を有 する者に係るものを除 く。)	法律第14条第1			広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター	10	資源循環推進 課	30		
公害対策	14 産業廃棄物の収集運 搬業の許可(広域振興 局の管内に事業所を有 する者に係るものに限 る。)	法律第14条第1	項		広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		広域振興局保 健福祉環境部	30		
公害対策	13 産業廃棄物の収集運 搬業の許可(広域振興 局の管内に事業所を有 する者に係るものを除 く。)	法律第14条第1	項		広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		資源循環推進 課	30		
公害対策	14 産業廃棄物の収集運 搬業の許可(広域振興 局の管内に事業所を有 する者に係るものに限 る。)	法律第14条第1	項		広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		広域振興局保 健福祉環境部	30		
公害対策	15 産業廃棄物収集運搬 業の更新の許可(広域 振興局の管内に事業 所を有する者に係るも のを除く。)	法律第14条第2		40	広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター	10	資源循環推進課	30		
公害対策	16 産業廃棄物収集運搬 業の更新の許可(広域 振興局の管内に事業 所を有する者に係るも のに限る。)	法律第14条第2		40	広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター	10	広域振興局保 健福祉環境部	30		
公害対策	17 産業廃棄物処分業の 許可	廃棄物の処理及 法律第14条第6		40	広域振興局 保健取 境福 は は は は は は は は は は は は は は は は る は る	10	資源循環推進課	30		
公害対策	18 産業廃棄物処分業の 更新の許可	廃棄物の処理及 法律第14条第7		40	広域振興局 保健福 境福 は保健 は保健 は保健 は保健 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	10	資源循環推進課	30		
公害対策	19 産業廃棄物収集運搬 業の事業範囲の変更 の許可(広域振興局の 管内に事業所を有する 者に係るものを除く。)	法律第14条の2	第1項		広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		資源循環推進 課	30		
公害対策	20 産業廃棄物収集運搬 業の事業範囲の変更 の許可(広域振興局の 管内に事業所を有する 者に係るものに限る。)	法律第14条の2	第1項		広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		広域振興局保 健福祉環境部	30		
公害対策	21 産業廃棄物処分業の 事業範囲の変更の許 可	法律第14条の2	第1項		広域振興局 保健福祉環 強福祉環境 部保健福祉 環境センター		資源循環推進 課	30		
公害対策	22 特別管理産業廃棄物 収集運搬業の許可(広 域振興局の管内に事 業所を有する者に係る ものを除く。)	法律第14条の4	第1項		広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		資源循環推進 課	30		
公害対策	23 特別管理産業廃棄物 収集運搬業の許可(広 域振興局の管内に事 業所を有する者に係る ものに限る。)	法律第14条の4		40	広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター	10	広域振興局保 健福祉環境部	30		

		許認可等標準処理日数-	-覧表(	環境生活部	3)						
			標準								
区分	事務の名称	法  令	処理 日数	経由機関	経由 日数		処理 日数	協議機関	協議 日数		
公害対策	収集運搬業の更新の 許可(広域振興局の管 内に事業所を有する者 に係るものを除く。)			広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		資源循環推進課	30				
公害対策	25 特別管理産業廃棄物 収集運搬業の更新の 許可(広域振興局の管 内に事業所を有する者 に係るものに限る。)			広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター		広域振興局保 健福祉環境部	30				
公害対策	26 特別管理産業廃棄物 処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第14条の4第6項		広域振興局 保健福 現福祖は環境 保健福保健福祉 環境センター		資源循環推進 課	30				
公害対策	処分業の更新の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第14条の4第7項		広域振興局 保健福祉は環 強福健保 ・ は は は は は は は は は は は は は は は は は は		資源循環推進課	30				
公害対策	28 特別管理産業廃棄物 収集運搬業の事業範 囲の変更の許可(広域 振興局の管内に事業 所を有する者に係るも のを除く。)		40	広域振興局 保健福祉環 境部保健福 祉環境セン ター	10	資源循環推進 課	30				
公害対策	29 特別管理産業廃棄物 収集運搬業の事業範 囲の変更の許可(広域 振興局の管内に事業 所を有する者に係るも のに限る。)		40	広域振興局 保健福祉環 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	10	広域振興局保健福祉環境部	30				
公害対策	30 特別管理産業廃棄物 処分業の事業範囲の 変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第14条の5第1項	40	広域振興局 保健福 は保 健福 は保 健福保健福 で 環境センター	10	資源循環推進課	30				
公害対策		廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第15条の2の2第1項	130	広域振興局 保健福祉は保 健福保健福 健保健福祉 環境センター	10	資源循環推進課	120				
公害対策	の構造又は規模の変 更の許可(廃棄物の処 理及び清掃に関する法 律第15条第4項に規定 する産業廃棄物処理施 設を除く。)			広域振興局 保健福祉環 境部又環境 福保健福祉 環境センター		資源循環推進 課	70				
公害対策	35 産業廃棄物処理施設 の構造又は規模の変 更の許可(廃棄物の処 理及び清掃に関する法 律第15条第4項に規定 する産業廃棄物処理施 設に限る。)			広域振興局 保健福 現 は は は は は は は は は は は は は は は は は は		資源循環推進課	120				
公害対策		廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第15条の3の3第1項	130	広域振興局 保健福祉環 境部又は環保 福保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	120				

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	3)				
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
公害対策	37 産業廃棄物処理施設 譲受け又は借受けの 許可	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第15条の4	25	広域振興局 保健福祉環境 健福祉環境 部保健福祉 環境センター		資源循環推進 課	15		
公害対策	38 産業廃棄物処理施設 設置者である法人の合 併又は分割の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第15条の4	25	広域振興局 保健福祉環境 健福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	15		
公害対策	39 廃棄物再生事業者の 登録	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第20条の2第1項	25	広域振興局 保健福祉環境 確福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	15		
公害対策		廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則(昭和46年厚生省 令第35号)第9条第2号		広域振興局 保健福祉環境 増福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	15		
公害対策	41 産業廃棄物再生利用 業の処分業の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則第10条の3第2号	25	広域振興局 保健福祉環境 健福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	15		
公害対策	42 引取業の登録	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第42条第1項	30			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	30		
公害対策	43 引取業の登録の更新	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第42条第2項	30			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境球保健福祉 かっ ター	30		
公害対策	44 フロン類回収業の登 録	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第53条第1項	30			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	30		
公害対策	45 フロン類回収業の登 録の更新	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第53条第2項	30			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	30		
公害対策	46 解体業の許可	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第60条第1項		広域振興局 保健福祉環境 強福祉環境 部保健福祉 環境センター		資源循環推進 課	70		
公害対策	47 解体業の更新の許可	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第60条第2項	80	広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	70		

		許認可等標準処理日数一		環境生活部	<b>写</b> )				
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
公害対策	48 破砕業の許可	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第67条第1項	80	広域振興局 保健福祉環 境福祉環境 確保健福祉 環境センター		資源循環推進 課	70		
公害対策	49 破砕業の更新の許可	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第67条第2項	80	広域振興局 保健福又は環 ・ 保証は保 ・ 保証保健福 ・ は ・ は に は に は に は に は に は に は る は る は る は る	10	資源循環推進課	70		
公害対策	50 破砕業の事業の範囲 の変更の許可	使用済自動車の再資源化等に関 する法律第70条第1項	80	広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	70		
公害対策		廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行条例(平成12年岩手県 条例第25号)第5条		広域振興局 保健福祉環 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境センター	10	資源循環推進 課	15		
公害対策	品の認定	循環型地域社会の形成に関する 条例(平成14年岩手県条例第73 号)第10条第1項				資源循環推進 課	180		
公害対策	53 廃棄物処理施設等の 設置等の事前協議の 結果の通知(廃棄物の 処理及び清掃に関する 法律第8条第4項に規 定する一般廃棄物処理 施設及び第15条第4項 に規定する産業廃棄物 処理施設を除く。)			広域振興局 保健福祉保 境福社は保 健福保健福 環境センター	10	資源循環推進 課	70		
公害対策	54 廃棄物処理施設等の 設置等の事前協議の 結果の通知(廃棄物の 処理及び清掃に関する 法律第8条第4項に規 定する一般廃棄物処理 施設及び第15条第4項 に規定する産業廃棄物 処理施設に限る。)		130	広域振興局 保健福祉環境 境部又は保 健福祉環境 部保健福祉 環境センター		資源循環推進課	120		
公害対策	55 県外産業廃棄物の搬	県外産業廃棄物の搬入に係る事 前協議等に関する条例(平成14年 岩手県条例第74号)第2条第3項	15			資源循環推進 課	15		
公害対策 公害対策	者の登録	净化槽法施行条例(昭和60年岩 手県条例第30号)第2条第1項 净化槽法施行条例第2条第3項	25			保健所	25		
公害対策	の登録の更新 58 岩手県環境影響評価	海化槽法施行条例第2条第3項 岩手県環境影響評価条例(平成 10年岩手県条例第42号)第5条第 3項				環境保全課		市町村及び 岩手県環境 影響評価技 術審査会	45
公害対策		土壌汚染対策法(平成14年法律 第53号)第3条第1項ただし書	14			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	14		
公害対策	認定	土壌汚染対策法第16条第1項	14			広域振興局保 健福祉環境部 又は保健福祉 環境部保健福 祉環境セン ター	14		
公害対策	61 汚染土壌処理業の許 可	土壌汚染対策法第22条第1項	120			環境保全課	120		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	ß)				
区分	事務の名称	法 令	標準 例理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
公害対策	62 汚染土壌処理業の更 新の許可	土壌汚染対策法第22条第4項	120			環境保全課	120		
公害対策		土壌汚染対策法第23条第1項	120			環境保全課	120		
公害対策		土壌汚染対策法第27条の2第1 項	120			環境保全課	120		
公害対策	併又は分割の承認	土壌汚染対策法第27条の3第1 項	120			環境保全課	120		
公害対策	続の承認	土壌汚染対策法第27条の4第1 項	120			環境保全課	120		
公害対策	67 指定調査機関の指定		60			環境保全課	60		
公害対策	の更新	土壌汚染対策法第32条第1項	60			環境保全課	60		
特別措置		租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項	30			環境保全課	30		
特別措置	認定	租税特別措置法施行令第38条の 5第10項	42			環境保全課	42		
採石·砂利 採取	1 採石業者の登録	採石法(昭和25年法律第291号) 第32条	14			広域振興局保 健福祉環境部	14		
採石·砂利 採取	定	採石法第32条の4第1項第6号ロ	30			環境保全課	30		
採石·砂利 採取	3 岩石採取計画の認可	採石法第33条	55			広域振興局保 健福祉環境部		市町村	18
採石·砂利 採取	4 岩石採取計画の変更 の認可	採石法第33条の5第1項	20			広域振興局保 健福祉環境部	10	市町村	10
採石·砂利 採取		砂利採取法(昭和43年法律第74 号)第3条	14			広域振興局保 健福祉環境部	14		
採石·砂利 採取	6 砂利採取業務主任者 の認定	砂利採取法第6条第1項第6号口	30			環境保全課	30		
採石·砂利 採取	7 砂利採取計画の認可	砂利採取法第16条	35			広域振興局保 健福祉環境部	21	市町村	14
<del>探</del> 名·砂利 採取	8 砂利採取計画の変更 の認可	砂利採取法第20条第1項	20			広域振興局保 健福祉環境部	10	市町村	10
地価公示・ 不動産鑑定		不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第22条	14			環境保全課	14		$\Box$
地価公示・不動産鑑定	2 不動産鑑定業者の登	不動産の鑑定評価に関する法律 第22条第3項	30			環境保全課	30		$\Box$
世間 公示・ 本動産鑑定 不動産鑑定	3 不動産鑑定業者の登	不動産の鑑定評価に関する法律 第26条第1項	14			環境保全課	14		$\Box$
地価公示・不動産鑑定		不動産の鑑定評価に関する法律 第27条第1項	14			環境保全課	14		
内閣府		特定非営利活動促進法(平成10 年法律第7号)第10条第1項	45			広域振興局経 営企画部又は 経営企画部地 域振興セン ター	45		
内閣府		特定非営利活動促進法第25条第 3項	45			広域振興局経 営企画部又は 経営企画部地 域振興セン ター	45		
内閣府	3 事業の成功の不能に よる特定非営利活動法 人の解散の認定	特定非営利活動促進法第31条第 2項	30			広域振興局経 営企画部又は 経営企画部地 域振興セン ター	30		
内閣府		特定非営利活動促進法第32条第 2項	30			広域振興局経 営企画部又は 経営企画部地 域振興セン ター	30		
内閣府	5 特定非営利活動法人 の合併の認証	特定非営利活動促進法第34条第 3項	45			広域振興局経 営企画部又は 経営企画部地 域振興セン ター	45		
内閣府	法人の認定	特定非営利活動促進法第44条第 1項	180			若者女性協働 推進室	180		
内閣府		特定非営利活動促進法第51条第 2項	180			若者女性協働 推進室	180		

		許認可等標準処理日数一	-覧表(	環境生活部	<b>ß</b> )				
区分	事務の名称	法	標準 処理 日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議日数
内閣府	活動法人の特例認定	特定非営利活動促進法第58条第 1項	180			若者女性協働 推進室	180		
内閣府		特定非営利活動促進法第63条第 1項	180			若者女性協働 推進室	180		
内閣府	10 特例認定特定非営利 活動法人としての地位 の継承の認定	特定非営利活動促進法第63条第 2項	180			若者女性協働 推進室	180		

- 備考1「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前日までの日数をいう。
- 2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許可認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。
- 3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。
  - 4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によるものである。